

AI活用をめぐる金融動向とその法的留意点

① AIディスカッションペーパー／

AI官民フォーラムから紐解く

金融機関のAI利活用の現状と課題

（前・金融庁総合政策局リスク分析総括課イノベーション推進室長） 牛田 遼介

はじめに

金融庁では、2024年10月11月にかけて金融分野におけるAIの活用実態等を目的としたアンケート調査を実施し、当該アンケート調査結果や国際的な動向を踏まえて、本年3月に「AIディスカッションペーパー（第1.0版）」（以下、「本DPP」という）を公表した。本DPPは、金融機関等に対して健全なAIの利活用を促す内容となっており、本年6月に立ち上げた「金

融庁AI官民フォーラム」を通じてさらなる好取組事例の共有や環境整備に向けた検討を行うこととしている。本稿では、本DPPや同フォーラム第1回会合で寄せられた事業者等からのフィードバックを中心に、金融分野におけるAIの利活用の現状と課題について整理を行った（なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解を示すものであって、金融庁の公的な見解を示すものではない）。

一本DPP策定の背景

本DPPでは、AIを「多くの課題に対応していく必要がある一方で、インターネットやクラウドサービスと同様、中長期的には金融業務を支える中核的な技術の一つとなる可能性がある」技術として捉え、AIが将来的に金融サービスの提供のあり方や金融機関等のビジネスモデルを抜本的に変革する可能性にも言及されている。これらの

認識に基づき、リスクや規制面から金融機関がAIの利活用に躊躇することがないように、規制の適用関係の明確化等を通じてセーフハーバーの提供に努めていくとされている。

いうまでもなく、AIは目的ではなく手段であり、重要なのはAIを使うこと自体ではなく、AIなど技術を用いた結果として金融サービスの高度化が果たされることである。また、金融規制の原則は「技術中立」であり、規制対象となるのはA

A-I活用をめぐる金融動向とその法的留意点

② 金融分野における生成A-Iの利活用と法的課題 — 個人情報保護と知的財産権を中心に —

中央総合法律事務所弁護士 谷 崇彦

はじめに

近年、人工知能 (Artificial Intelligence: 以下、「A-I」という) 技術の進展は目覚ましく、金融業界においても、その利活用が急速に進展している。特に、生成A-Iはデータ分析の高度化、顧客対応の効率化、与信判断の自動化など、既存の金融サービスの変革をもたらすとともに、新たなビジネスモデルの創出をも促している。このような状況のなか、2025年3月に金融庁が公表した「A-Iディスカッションペーパー (第1:

0版)「金融分野におけるA-Iの健全な利活用の促進に向けた初期的な論点整理」(以下、「本DP」という)は、金融機関等へのヒアリングや国際的な議論の進展等を踏まえ、金融機関等における従来型A-I(注1)および生成A-I(注2)のユースケースや課題認識、ガバナンス構築に向けた事例などを整理し、今後の対話に向けた初期的な論点および金融庁としての今後の対応方針を提示するものとされている。

本DPでは、A-Iの活用による課題や当該課題克服に向けた

取組事例についても紹介されており、金融庁としても、本DPの内容をベースに、金融機関等がA-Iの利用用途に応じたリスクを適切に特定・評価したうえで、適切に対処することで、新たなイノベーションの創出を期待しているものと思われる。

他方で、A-I技術は依然として発展途上であり、その適用範囲やリスクも多様化している。また、A-Iに関する法的課題は個人情報保護、差別禁止、知的財産権、説明責任、損害賠償、ガバナンス等、多岐にわたる。こうした背景を踏まえ、本稿

では、金融分野におけるA-I、特に生成A-Iの利活用に際して留意すべき法的論点について整理・分析する。多岐にわたる法的論点の中でも、本DPで言及された金融機関等が課題として挙げる法的論点(個人情報保護および知的財産権)に焦点を当て解説を行う。

また、今般制定された「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(以下、「A-I推進法」という)は、A-I技術の利活用に対する国の基本的方針を定め、民間事業者による適正かつ効果的な利用を促

デイスカッション・ペーパー

「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」の概要 ～暗号資産規制の方向性について～

堂島法律事務所 弁護士

柳 勝久

はじめに

暗号資産の日本国内における利用口座数は、2025年1月時点で延べ1200万口座を超え、預託金残高も5兆円以上に達するなど、暗号資産取引は、大きく拡大している。他方、暗号資産については、2017年4月1日施行の資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という）において、暗号資産（当時は、「仮想通貨」）交換業者に対する登録制が設けられて以降、暗号資産の流出を含めた不適切事案等を踏まえ、規制強化、

制度整備が図られているが、暗号資産に関連する投資被害は、後を絶たない状況である。

こうしたなか、金融庁は、本年4月10日、「暗号資産に関する制度のあり方等の検証」と題するデイスカッション・ペーパー（以下、「本DP」という）を公表した（同年5月10日まで、意見募集された）（注1）。そして、同年6月25日の金融審議会において、金融担当大臣より、暗号資産をめぐる制度のあり方に関する検討が諮問されており、暗号資産制度に関するワーキンググループが設置されたものとみられる（注2）。

本DPで示された内容は、ワーキンググループにおける議論の土台として、今後の暗号資産規制の方向性に大きな影響を与えるものと考えられる。そこで、本稿では、本DPの内容について解説する。

一 暗号資産の取引の動向等

1 暗号資産取引の現状

まず、本DPにおいては、暗号資産取引の現状について、概要、次のような整理がなされている。

・暗号資産に関しては、その決済手段性等に着目して、資金決済法において規制されているが、現状、暗号資産は、決済手段としての利用も見られるものの、主として、投資対象としての利用が進んでいる（暗号資産の投資対象化の進行）。

・Web3（ブロックチェーン技術を活用した分散型ネットワーク）ビジネスの健全な発展は、社会問題を解決し、生産性を向上させるものとして期待されており、暗号資産取引の拡大は、ブロックチェーン技術を活用したデジタルエコノミーを発展させるために重要であるほか、リ



今月の解説②

近時の金融犯罪被害の実態と

金融機関に求められる対策

PwC Japan 有限責任監査法人 チーフ・コンプライアンス・アナリスト

井口 弘一

はじめに

金融犯罪が急増しており、社会問題化している。金融犯罪が多発する金融機関は捜査当局からの指導の対象となる可能性が大きいほか、評判・信用の失墜など、業務面での負の影響も測りしれないが、金融犯罪対策は従来のマネー・ロンダリング・テロ資金供与対策（以下、「AML/CFT」という）の枠組みでは対処できない面もあり、難度の高い対応が求められる。本稿では、金融犯罪の変遷と現状を概観し、金融機関が留意すべき点を解説する。

一 金融犯罪の変遷

足元でSNS型投資詐欺を中心に金融犯罪が急増し、金融犯罪対策に関する捜査当局等からの対処への要請が強まり、緊迫度も増している。このような金融犯罪対策の緊迫化は、今回に限らず、2000年代以降で数回みられる。今次の金融犯罪への対策を考える前提として、過去の主な金融犯罪の拡大期と対策の変遷を振り返ってみる（図表1参照）。

1 第1期：偽造・盗難カード被害の拡大

キャッシュカードの磁気デー

タを盗み取るスキミングや仮睡者などからのキャッシュカードの盗難による被害が発生・拡大し、被害に遭った預金者への被害補償などを定めた預金者保護法（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）が成立した。銀行業界では全国銀行協会（以下、「全銀協」という）が預金者の過失の程度に応じて補償割合を定める申合せを実施した。

2 第2期：特殊詐欺の社会問題化

振り込め詐欺などの特殊詐欺が急増し、不正口座の凍結や残

金の被害者分配を定めた振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）が成立する。犯罪対策閣僚会議にて「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、特殊詐欺対策を官民で強化された。会社法改正による会社設立の際の最低資本金引下げから、投資詐欺を企図した会社設立・法人口座開設が急増し、警察庁は全銀協に「法人口座開設の審査厳格化」などの対策を要請することとなった。

3 第3期：インターネットバンキング（IB）不正送金の急増